

Jews and Christian Society in the Late Medieval Central Italy

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/410

中世末期のイタリア中部におけるユダヤ人と キリスト教社会とのかかわり

— 教皇庁とユダヤ人銀行 —

中 島 健 二

はじめに

第1章 教皇とユダヤ人

第1節 教皇とローマのユダヤ人

第2節 教皇とイタリア中部のユダヤ人

第2章 ローマのユダヤ人の中部への進出

第1節 ユダヤ人銀行の進出

第2節 ユダヤ人銀行の発展と限界

第3章 寛容と非寛容との拮抗

第1節 教皇の保護と反ユダヤ主義キャンペーンの高まり

第2節 教皇庁と世俗当局の姿勢

第4章 慈善銀行の創設と均衡の喪失

おわりに

Jews and Christian Society in the Late Medieval Central Italy

NAKASHIMA, Kenji

はじめに

この論文は、13世紀末から16世紀初めにかけてのイタリア中部におけるユダヤ人とキリスト教社会とのかかわりを取りあげる。そのねらいはつぎのところにある。第1に、前回の論文で、筆者は13世紀後半の西欧のキリスト教社会が教会の中枢から一般信者にいたるまで、反ユダヤ主義的なイマジネーションにすっぽりと包みこまれようとしていたことをあきらかにした¹⁾。地域的な濃淡

の差はあれ、このイマジネーションが西欧に深く浸透していったことはまちがいない。しかし、キリスト教社会はかならずしもこのまま一直線に反ユダヤ主義の道を歩んだのではなかった。このことをイタリア中部を例にとってあきらかにしようというのが、この論文の目的である。第2に、中世末期のユダヤ人とキリスト教社会とのかかわりをみるときに、イタリア中部にはつぎのようなきわめて特有の事情があった。1309年の教皇庁のアヴィニョン移転、1378-1417年の教会「大分裂」などの事件を経て、教皇権がその絶頂期を終えたにもかかわらず、その前後を通じて、教皇の勢威が衰えることがなかったのは、ひとりイタリア中部だけであった。この地域の教会と世俗当局に対して、教皇の教えと監督はまだ十分な影響力を持っていた。したがって、キリスト教社会とユダヤ人とのかかわりをみるときに、イタリア中部では、教皇権が依然として重要な要素として位置づけられるのである。

イタリア中部とは、ローマの上に引いた緯度を南限とし、ポー川をやや越えてマントヴァからパドヴァにかけてのロンバルディア平原を北限とする一体をさすこととする。歴史的には、教皇領、領域国家としてのフィレンツェ、マントヴァ公領、フェッラーラ公領などが勃興した地域であり、北東、北西をそれぞれヴェネツィア、ミラノというこれも領域国家として発展する強大な勢力に接した地域である。イタリア中部を、明示的に教皇領をのぞいた地域として使うこともあるが、大半は教皇領を含むものとして使う。

イタリア中部におけるユダヤ人とキリスト教社会とのかかわりにおいて、鍵を握るのはローマのユダヤ人である。教皇は13世紀という一般にユダヤ人に対する非寛容の姿勢を強めていった時代にも、ローマのユダヤ人に対しては、基本的には一貫して寛容な取り扱いを続けた。そして、これらローマのユダヤ人のなかから、13世紀末から15世紀初めにかけて、イタリア中部へ進出していった者が多くあらわれた(第1章)。教皇庁がアヴィニョンに移転して以後のローマの衰退という理由もあったが、彼らはイタリア中部で活発に銀行業(質屋業)を展開していった。それは多くの地方でキリスト教徒の銀行に交替していった(第2章)。ローマに帰還した教皇は中部のユダヤ人に対する寛容の原則を維持

しようとつとめるが、そのかたわらでは、彼らの銀行業への進出という状況のなかで反ユダヤ主義の圧力も高まっていった。しかし、まだユダヤ人とその銀行に対する攻撃には現実性が欠けていた(第3章)。ユダヤ人に対する寛容と非寛容との拮抗は、15世紀末から16世紀初めに、キリスト教徒による慈善銀行の創設という新しい局面のなかで、決定的とはいえないが、幾分かは反ユダヤ主義に傾いていった(第4章)。

第1章 教皇とユダヤ人

第1節 教皇とローマのユダヤ人

1179年の第3ラテラノ公会議のときに、ユダヤ人にキリスト教徒との区別を付けるための記章の着用を義務づける案が出されたことがある。それが実際に採択されたのはつぎの第4ラテラノ公会議(1215年)のときであった。ユダヤ人の記章の義務づけは、ユダヤ人とキリスト教徒との日常的な接触を回避させようとする教会の意志の端的な表れであり(ただしその執行は世俗当局の意志にかかっている)、13世紀に教皇がユダヤ人に対する態度を寛容から非寛容へと変えていったひとつの重要な具体例となるものである。ところで、第3ラテラノ公会議で記章の義務づけが議題に上るのを阻止したのが、ローマのユダヤ人イエヒエル・アナウ(Jehiel Anau)であったという事実は興味深い。ローマ・ユダヤ人の名門アナウ家の出であるイエヒエルは、教皇アレクサンデル3世の財政顧問として教皇庁の資産管理にあずかり、教皇庁への自由な出入りを許されるなど、その声望が高かった⁽²⁾。

イエヒエルは12世紀末の相当に恵まれた立場のユダヤ人であったといえるが、教皇はローマの一般のユダヤ人市民に対しても比較的寛容であり、彼らの市民権や経済活動の自由はつねに保証されていた。第4ラテラノ公会議の決議を受け、ローマで記章の義務づけが実行に移されたのは1257年であったが、その効力は薄く、ユダヤ人は記章なしに、自由にキリスト教徒のローマ市民との交流を続けた⁽³⁾。

ローマには11のユダヤ人共同体があった。14世紀中頃の資料に現れる額であるが、彼らは年に1,130フィオーリーニ(fiorini)の税を教皇庁に納めなければならなかった。11の共同体がそれぞれ100フィオーリーニを分担した(残りの30フィオーリーニはユダがイエスを裏切った代償として追加された)⁽⁴⁾。これは後述するように、教皇庁の財政に対する寄与からすると、それほど大きいものではなかった。したがって、教皇庁にとってのユダヤ人の財政的な利用価値をことさらに強調することはできない。

ローマのユダヤ人の職業のなかでもっとも多かったのは、毛織物や絹織物の商人であった。また、貸付業者や両替商も目立った。教皇庁は彼らの活動を重視した。一般市民にくわえ、多数の巡礼者をも迎え入れなければならないローマは一大消費都市であった。したがって、ローマへの物資供給や巡礼者に対する両替サービスの提供は絶対に欠かせない事業であった。そこで、ユダヤ人の流通業者や両替業者の力が必要となったのである。もっともこれはユダヤ商人にかぎられたことではなく、キリスト教徒の同種の商人も活躍した⁽⁵⁾。1255年、アレクサンデル4世はAngelo, Sabbatino, Musetto, Salomone, もうひとり別のAngeloという名のユダヤ商人に、教皇領とシチリア王国を通過する際の通行税を免除する特権を与えた。また、1297年のローマの法令でも、ユダヤ人の織物業者に特別の保護が供与された⁽⁶⁾。

このように、財政的・経済的な理由からローマのユダヤ人は教皇庁から優遇される傾向にあったのだが、それには政治的な理由も絡んでいる。ローマへの物資を確保するためには、教皇領内の封建貴族(コロナ家など)の力を牽制する必要があった。また、各地のムーネの自治権の承認と結束の強化のためにも、封建貴族への対抗は必要であった。そして、トアフによると、教皇は13世紀中頃から、教皇領内の教皇のプレゼンスを高めるために、ローマのユダヤ人を銀行家としていくつかのムーネに向かわせ、融資をさせたという⁽⁷⁾。教皇領の統治策へのこのようなユダヤ人の組み込みを過大視すべきではないという批判があることも付言しておくが⁽⁸⁾、現実にユダヤ人の銀行が13世紀末から教皇領に進出していったことは、後述のとおりである。

また、宗教的な理由も無視することはできない。それを端的に物語るのが、教皇襲位儀礼のなかの有名な見せ場である。すなわち、ローマのユダヤ人の代表者が歴代の教皇の就位式に参列し、恭しくトローラーの巻物を教皇に捧げ、教会の保護が続くことを求めるのに対して、教皇がこれに応え、キリスト教は「旧約」聖書こそ受け入れたが、ユダヤ人による解釈に関しては、これを拒否すると宣するのである。聖書を受け入れるとは「聖書の民であるユダヤ人」を保護するということである。このやりとりが始まったのは1120年の教皇カリストゥス2世のときであった⁽⁹⁾。

しかし、ユダヤ人による聖書の解釈を拒否するというくだりも重要である。これは「イエスをメシアと認めないユダヤ人」の態度を非難するということである。この拒否が激すると、タルムードの焚書という行為を引きおこすこともあり、実際に教皇の指示でそれが数度起きている⁽¹⁰⁾。このように、まさに教皇就位儀礼に象徴されるように、教皇のユダヤ人に対する態度には、寛容と非寛容という振幅があったのであり、先の論文で論じたように、13世紀後半は一般に教皇庁の非寛容(反ユダヤ主義)が高まりをみせた時代だったのである。したがって、反ユダヤ主義の発露とローマのユダヤ人社会への寛容とから、つぎのような摩擦が生じることがあったとしても、不思議ではなかった。

1299年、教皇ボニファティウス8世はローマのユダヤ人社会に強く要請されるかたちで勅書を発布し、異端審問官に提訴された審理におけるユダヤ人の法的権利の保護を強化した。それは、その前年にローマのラビであったエリヤ・デ・ポミス(Elijah de' Pomis)が異端審問所に連行され、理由は不明であるがあれこれと詮議を受けたのちに火刑に処されるという悲惨な事件が起きたからであった。おそらくキリスト教へ改宗したユダヤ人のユダヤ教への復帰を幫助した罪が問われたのであろうと、ストウは推測する。しかし、そもそもキリスト教への改宗者の背後に彼らのユダヤ教への復帰をそそのかすユダヤ人がいると疑い、その追及を異端審問官に促したのは、ほかならぬ教皇であった(1267年、クレメンス4世)⁽¹¹⁾。

以上、13世紀の教皇とローマのユダヤ人との関係を見てきたが、そこから、

この時代の教皇には2つの顔があったことがわかる。1つは、ヨーロッパのカトリック世界全体に向けられた顔であり、ユダヤ人に対する非寛容の表情を大きく露呈した顔であった。もう1つは、聖座のおかれたローマのユダヤ人に向けられた顔であった。そして、そこでは教皇はユダヤ人を(あくまで比較のうえであるが)寛容に取り扱いつづけたのである。つぎの節では、教皇とローマのユダヤ人とのこのような関係が中部に広がっていったきっかけを見る。

第2節 教皇とイタリア中部のユダヤ人

1160年頃にローマを訪れたスペインのユダヤ人旅行者ベンヤミン・ダ・トゥデーラ(Benjamin de Tudela)は、当時この都市にはおよそ200家族のユダヤ人が住んでいたと記している⁽¹²⁾。人口にしておよそ1,000人に相当する。その後ローマのユダヤ人社会はおおむね安定していたから、人口は着実に増大していったと思われる。ただし、そのうちの一部は13世紀末からすでに教皇領に移住しはじめていた。エスポジートは14世紀初頭のその数をおよそ100家族(約500人)と推算する⁽¹³⁾。1160年からの1世紀半たらずの間に、かりにユダヤ人の総数が400家族に倍増したとすると、そこから100家族を差しひいて、14世紀初頭のローマのユダヤ人は300家族(1,500人)の前後であっただろうか。

さて、その後の人口の推移もほとんど不明であるが、1309年に教皇庁がアヴィニョンに移転したことともなって、ローマを離れ、教皇領からさらにイタリア中部へと向かうユダヤ人の数はさらに増大した。また、いったん居を構えた土地からの2次的な移住もみられるようになった。そこで以下、「ローマ出身のユダヤ人」のなかに、2次的な移住者も含める。ローマのユダヤ人社会の縮小は急激には生じなかったが、14世紀後半には顕著な傾向となった。それは、なによりも教皇庁の不在がローマの経済を沈滞させ、ユダヤ人の商業や両替業に打撃を与えたからである。それに1348年から3年間、ペストがこの都市を大混乱におとし入れたことも大きな原因となった。

ローマのユダヤ人社会の衰退を傍証するのは、第1に、1372年にペルージャが教皇代理の所在地とされ、教皇庁からユダヤ人に委託される商用もこの都市

でおこなわれることとなったことである⁽¹⁴⁾。第2に、1402年に教皇庁の財務官であったニコシア大司教のコッラード (Corrado) が書き残した記録には、つぎのようにある。「この間の致命的なできごと、軽微とはいえない障害によって、(ローマの)ユダヤ人はその担税能力(facultatibus)や活力を著しく減退させてしまった」⁽¹⁵⁾。「アヴィニョン捕囚」と「教会大分裂」が終わり、教皇座がローマに完全に帰還した15世紀初めから、ユダヤ人社会の衰退にはようやく歯止めがかかり、再流入が見られるようになった⁽¹⁶⁾。トアフは15世紀後半のローマのユダヤ人の数を1,000—1,200人の間であったと推測している。1526年の最初の統計調査(Descriptio Urbis)では、ユダヤ人の人口は373家族(1,772人)と記録された⁽¹⁷⁾。

ところで、15世紀初めに深刻に受けとめられるようになったローマのユダヤ人社会の担税能力の減退は、なんらかのかたちで補填されなければならなかった。当然にも、教皇庁とローマのユダヤ人社会は、ローマ出身でローマ以外の都市に住むユダヤ人に目を向けることとなった。ローマのユダヤ人社会の窮状を救う動きは、ほどなくして取られた。すなわち、1416年にポローニャで、また1418年にフォルリで、ローマからバドヴェにいたるイタリア中部の(ローマ出身の)ユダヤ人社会の代表者会議が開かれ、累進税(人頭税と銀行課税とからなる)を各地のユダヤ人社会が共同で拠出することが決められた(Takanoth: 一定の地域に住むユダヤ人の間に通用する条例として)。こうして徴収される税は「われらが領主である教皇に差し出され」、「教皇の伝統にしたがって古くからある特権を確認」するとともに、「新たな特権を求める」ために使われることとされた⁽¹⁸⁾。

教皇庁もこれに歩調をあわせ、1420年に、教皇マルティヌス5世が勅令を出し、教皇領だけではなくイタリア全土のユダヤ人が、それまでローマのユダヤ人社会が担っていた伝統的な税(1,130フィオーリーニ)を共同で負担することを決定した⁽¹⁹⁾。全土といっても、実質的にはイタリア中部のユダヤ人が対象であったことはあきらかである。

このような一連の経過からすると、教皇庁がローマのユダヤ人の税源として

の利用価値の低下をイタリア中部に移り住んだユダヤ人の財力でカバーしようとしたことはあきらかである。また、ユダヤ人としては、ローマにおける教皇とユダヤ人との比較的良好な関係をイタリア中部でも維持したかった。両者の思惑の一致したところに、ユダヤ人の代表者会議の決定と1420年の勅令とが位置したといえる。フォルリの代表者会議後の数年間をみると、1,130フィオーリーニのうちローマ以外に居住するユダヤ人が支払ったのは800フィオーリーニであった。このことから、トアフは、当時ローマとローマ以外のユダヤ人の資産規模は1(10万fiorini) : 2.5(25万fiorini)程度であったと推定する⁽²⁰⁾。

ところで、教皇の財政規模はどれほどであったか。アヴィニョン時代の初期にあたる教皇ヨハネス22世(1316-34)は、在任中に410万フィオーリーニの収入があった。年平均にして約22万フィオーリーニとなる。支出のなかで実に6割以上を占めたのが、不在中のイタリアの教皇領を維持し、外部からの侵略を防ぐための軍事費であった⁽²¹⁾。1325-26年だけでも、ロンバルディアでの戦争のために33.6万フィオーリーニを計上した⁽²²⁾。「大分裂」時代も、教皇と対立教皇は覇権争いのために出費を重ねた。対立教皇クレメンス7世は1385-93年の間に50万フィオーリーニを使った⁽²³⁾。ちなみに、教皇庁は西欧各地からあがる収入とイタリアをはじめとする各地での支出を、トスカナを本拠地とするマーチャント・バンカーの為替業務と組みあわせることによって、運営していた⁽²⁴⁾。

さて、1,130フィオーリーニがローマのユダヤ人社会の納税額として資料に現れるのは14世紀中頃からであるが、以上のことから、その教皇庁の財政への寄与度はほんのわずかであったことがわかる。そして、ローマのユダヤ人社会はそれさえも支払うことができずに苦慮したのであり、また教皇はその額を増大させることもなく、1420年に中部のユダヤ人社会にもそれを割りあてたのである。

したがって、教皇庁にとってのユダヤ人の税源としての利用価値を過大視することはできない。ただし、「大分裂」以後、教皇の財政事情に変化が生じつつあったことにも留意しなければならない。教皇権の抑制という流れを作りだしたコンスタンツ公会議(1414-18年)やバーゼル公会議(1431-39年)では、教皇の膨張した財政を抑制する方針で、出席者の意見が一致した。イングランドと

フランスをはじめとして、西欧各地の教会からあがる収入も世俗当局による課税が進行していた⁽²⁵⁾。財政面では、教皇はしだいにイタリアの一地方の領主の規模に変質しつつあったのであり、こうした風向きの変化を受けて、ユダヤ人の税はそれなりに貴重となったと考えることもできる。また、ユダヤ人が必要に応じて即座に数百fioriniの借款に応じることができたことも、教皇財政にとっては好都合であったろう⁽²⁶⁾。

しかし、たとえそうであったにせよ、教皇とイタリア中部に広がったユダヤ人との関係を、教皇庁にとっての財政面の利点からのみとらえることにはやはり無理がある。とすれば、教皇はなぜわざわざユダヤ人に対する課税の網をローマから中部にまで広げていったのか。それについては第3章で検討する。

第2章 ローマのユダヤ人の中部への進出

第1節 ユダヤ人銀行の進出

イタリア中部へ進出したユダヤ人の大きな特徴は、その多くが銀行業に従事したことである。ここで銀行業とはおおむね、質権を設定して金を貸し付ける質屋業とはほぼ同義である。エスポジートによると、ローマでは小口の両替商や金貸しのほかはユダヤ人の金融業があまり発達しなかったと推測されるのだが⁽²⁷⁾、中部のユダヤ人は各地のムーネから銀行家として招致され、一般の顧客やムーネ当局から質をとり、彼らに金を貸す質屋業にたずさわった。証書のみ(質なし)にもとづく貸付もあり、ムーネや領主・貴族などの高い身分の顧客にしばしば利用されたが、それは利率がより高くなる反面、銀行にとってはリスクも高かった。

銀行家はその家族や従業員をつれてきたが、そのほかに一般のユダヤ人も入りこんできた。そのため、定住に際しては、ユダヤ人と都市当局との間で正式の協約(condotta)が結ばれなければならなかった。協約では、銀行の営業内容(利子率、営業場所、質品の規定、質流れ品の処分方法など)のほかにも、その他の就業可能な職業の種類、居住の場所、宗教活動などに関する種々の項目

が取りきめられた。協約は一定期間(3, 5, 10年など)をへて更新された。そのときは条項にいくつか手直しを加えられることもある。しかし、場合によっては更新されず、そのときはユダヤ人は市から退去しなければならなかった。

イタリア中部でどの程度の規模のユダヤ人社会が発展したのかについては、大まかなイメージを描くことしかできない。コロールニによると、12世紀のローマ以北におけるユダヤ人の定住地は十数ほどしかなかった⁽²⁸⁾。いずれもユダヤ人社会の規模は小さく、人口もわずかであったと考えられる。せいぜい数百人の規模ではなかっただろうか。そこに、13世紀末からローマのユダヤ人が定住地を広げていったのである。また、ドイツやフランスからイタリア北部に移住するユダヤ人も増えていった(註34参照)。コロールニやシモンゾーンによると、遅くとも16世紀の初めまでに、中部ないし北部におけるユダヤ人の定住地は200以上を数えた⁽²⁹⁾。その人口については、個々の定住地に関する断片的な概数の情報しかない。中部のポローニャで200人(14世紀後半)、パドヴァで100人(1432年)、北部のメストレ(ヴェネツィア近郊)で100人(14世紀末)、トレヴィーゾで150人(1425年)、パヴィアでは70人(15世紀初め)などである⁽³⁰⁾。これらの都市はいずれもユダヤ人の主要な拠点であり、小さな定住地になると1-2家族(5-10人)しかいなかったはずである。かりに16世紀初めに1つの定住地に平均で4家族(20人)のユダヤ人が住んでいたとすると、ユダヤ人の人口は定住地の数200を乗じて約800家族(4,000人)となる。そして、その半分以上は中部に属していたであろう。

ローマからイタリア中部への移住は、時間を経るにしたがって2次的移住も生じ、経路は複雑化していったが、やはりローマに近い教皇領からしだいに北へと広がっていったと考えられる⁽³¹⁾。なお、ここでは説明を簡略化するために、教皇領やフェッラーラ公領などのたえず変遷する歴史的領土とトスカナやエミリア・ロマーニャなどの現在の州名とを併用し、登場する都市名はそれらのいずれかに対応させることとする。

教皇領におけるユダヤ人銀行の最初の史料は1287年のマテリカに見られるが、ペルージャには、1270年代からユダヤ人の銀行があったと思われる⁽³²⁾。トスカ

ナでもユダヤ人の活動は早くから目立った。13世紀末のピサにローマ出身のユダヤ人が存在したことは確認できるが、サン・ジミニャーノ、シエナ、ピサなどで、彼らがコムーネから銀行営業の認可を得たのは14世紀中頃からであった。エミリア・ロマーニャでは同じく、14世紀中頃からローマ系ユダヤ人の銀行の数が増える傾向にあった。15世紀初めにユダヤ人の代表者会議が開かれたボローニャやフォルリ(上述)などが、この地方の主な拠点であった。最後に、フェッラーラ公領やマントヴァ公領では、中心都市のフェッラーラ、モデナ、マントヴァで、14世紀末にユダヤ人銀行が開設された。その後、15世紀初めまでに活動は活発化していった。

ユダヤ人はこれらの地方では銀行業だけでなく、不動産(土地や家屋)の売買、農産物(ワイン、穀物、油)や繊維製品(麻織物、毛織物)の流通、手工業、農業、牧畜、そしてそれら産物の加工などに、多角的な資本投下をおこなった⁽³³⁾。

ちなみに、マントヴァでは1428年に11のユダヤ人銀行があったが、そのうち6行がイタリア系、4行がドイツ系、1行がフランス系であった。また、現在ヴェネトに属するパドヴァには1369年にエミリア・ロマーニャのリミニからユダヤ人の銀行が進出したが、1437年の5行のユダヤ人銀行のうち2行がドイツ系であった。このように、イタリア中部でも北上するにしたがって、ドイツやフランス出身のユダヤ人が姿を現すようになる⁽³⁴⁾。

第2節 ユダヤ人銀行の発展と限界

ローマ出身のユダヤ人はイタリア中部へと定住地域を拡大しながら、およそ15世紀初めまでにキリスト教徒の銀行を各地で駆逐するか、それと競合するようになった。

教皇領のユダヤ人銀行は着実に勢力を伸ばしていった。1297年にアスコリーで、コムーネ当局と借款団との間で協定(当局に年間100フィオーリーニを貸し付ける見返りに、利子付き貸付業の独占権を認めるというもの)が結ばれたが、借款団を構成したのは、18人のトスカナのキリスト教徒と4人のローマ出身のユダヤ人であった。それが1313年のオルヴィエートとの契約になると、15,000

ドゥカーティ(ducati)の市への貸付と引き替えに市民権とあらゆる職業に就く権利を獲得した貸し手は、10人ともユダヤ人であった⁽³⁵⁾。

ユダヤ人銀行は14世紀中頃にはトスカナの主要なコムーネへの進出をはたしたが、貨幣取扱業が著しく発展し、第一級のマーチャント・バンカーをつぎとぎと輩出しつつあった同地方では、銀行業(質屋業)においても、キリスト教徒の勢力は根強かった。コムーネ当局がキリスト教徒の銀行を単純に抑圧するのではなく、認可制のもとで規制することをはかったことも(1308年のルッカ、1313年のピサ、1344年のピストイアなど)、競争を持続させる環境となった⁽³⁶⁾。

トスカナの中心都市フィレンツェでは、曲折を経ながら、1437年によりやくユダヤ人の銀行が認可された。これは他のコムーネ以上にキリスト教徒の銀行家の勢力が強かったからである⁽³⁷⁾。ただし、14世紀の終わり頃からトスカナの領域的な覇権を強化しつつあったフィレンツェは、近隣のコムーネを支配下におさめる過程で、比較的規模の大きいユダヤ人銀行であるダ・シナゴーガ(Da Sinagoga)やそこから枝分かれしたダ・ピーサ(Da Pisa)をコムーネに紹介し、その見かえりとしてコムーネに税を課すなど、たくみにユダヤ人銀行を領域国家の統治に利用した⁽³⁸⁾。

マントヴァ公領では、14世紀中頃までキリスト教徒の銀行が優位にあったが、その利子率は20-30%と高かった。教会法からしてあきらかに高利の水準に達していると思われるのに(原理的にはいかなる徴利でも高利であるが、実際には大まかな目安が立てられ、それは20%程度であった)、教会が介入してこないことに業を煮やしたマントヴァ公は、キリスト教徒の銀行に替えてユダヤ人銀行を認可することとし、1401年に教皇の裁可を仰ぐこととした(次章)⁽³⁹⁾。

ところで、ユダヤ人銀行の資金の一部はキリスト教徒から出ていた。ポリアコフは15世紀後半のマントヴァ、フィレンツェ、シエナで、キリスト教徒がユダヤ人銀行に預金していたことを例証している。預金者の大半は社会的な地位の高い者たちで、なかには聖職者もいた。彼らにとっては、これは資産の隠匿(課税のがれ)や利子の獲得に役だった。キリスト教徒の経営する預金銀行で預金者が利子を得ることはうまく偽装しないと、ときに教会から高利禁止の罪で

破門されるという危険があった⁽⁴⁰⁾。

たとえば、シエナ当局は1457年のユダヤ人社会との協約の更新に際して、つぎのような条項を追加した。「税吏(alliratori)の要求に応じて、ユダヤ人は彼らのもとに貨幣を預けている、あるいは以前に預けていた市民ならびに市の居住者の名前を当局に知らせ、その確認のために、帳簿や書類いっさいを提出することとする」。また、1480年にマントヴァの年代記作者ウーゴ・カレファニ(Ugo Calefani)は、地方財政にあずかる有力者であったトロッティ家(Trotti)をつぎのように非難した。「トロッティはユダヤ人銀行のもとに金を預け、彼らを利用している。ガレアッツォ(Galeazzo Trotti)は(ユダヤ人に)高利で貸付させているのだ。トロッティは手元の余裕のある相当の金をユダヤ人に貸し付け、彼らがそれをさらに高利として貸し付け、その報酬としてユダヤ人にはわずかな金しか残さずに、莫大な利益を吸いあげている」⁽⁴¹⁾。

このようにしてキリスト教徒からも預金を集め、資金規模を膨らませたユダヤ人銀行のなかからは、たんなる質屋にとどまらず、マーチャント・バンカーとして発展するものも現れた。マーチャント・バンカーとは、自らの支店を設けたり、相互間のコレス網を形成したりして、広範囲にわたって自らの商業活動を展開するとともに、預金者や第三者に為替や振替などのサービスを提供する銀行をいう。その代表格は、トスカナ地方を中心に銀行網を拡大し、1481年にはフィレンツェ領に投下されたユダヤ人銀行の総資本額の半分以上を占めるにいたったダ・ピーサ家である。総額で15万フィオーリーニを下らないダ・ピーサ銀行の投下資本の半分は自己資本、のこりの半分は他の出資者の資金や預金から成っていた。そこにはキリスト教徒も預金者として名をつらねた⁽⁴²⁾。こうして、ダ・ピーサ銀行は15世紀末から16世紀初めには、土地投資、商船株投資、海洋保険、為替業務をポルトガルからコルフ島をまたにかけて多角的に展開するほどに発展した。ルッツァーティによると、この銀行は同時代のキリスト教徒のマーチャント・バンカーに十分に匹敵するほどの規模をもっていた⁽⁴³⁾。

しかし、ダ・ピーサのような事例はまれで、ユダヤ人銀行がマーチャント・バンカーに成長していくことはほとんどなかった。それにはつぎのような理由

があった。第1に、そもそもユダヤ人の定住先における経済活動の内容は、彼らと受け入れ先のコミュニティーとの間の協約の規定にかかっており、その協約のなかでユダヤ人に求められたのは唯一高利貸しとしての有用性であった⁽⁴⁴⁾。第2に、たとえコミュニティーが協約を改定し、ユダヤ人に銀行業以外の分野への進出を認めた場合でも、銀行間の婚姻を通じた事業の拡大や資本の強化という点では、ユダヤ人銀行はその固有の家族制度や資産保全の選好性のために、キリスト教徒の商社にはかなわなかった。固有の家族制度というのは、夫婦の財産における妻の所有権の強固な保障のために、夫が嫁資金を共同出資会社などへの投資として資金強化にあてることができなかったことをいう。そのために、ユダヤ人はキリスト教徒のように、家族や親族の出資にもとづいて巨大商社の固有資産を捻出していくことができなかったということである⁽⁴⁵⁾。また、資産保全の選好性とは、ユダヤ人銀行が為替手形や信用状などの技術革新を試みるのではなく、あくまで担保付き貸付を主要な形態とすることに変わりはなかったということである⁽⁴⁶⁾。

第3章 寛容と非寛容との拮抗

第1節 教皇の保護と反ユダヤ主義キャンペーンの高まり

教皇庁のアヴィニョン移転は、ローマのユダヤ人が銀行業をその中核としてイタリア中部に進出することを一層促進した。そして、15世紀初めまでには、ローマを出身とするユダヤ人は、教皇領からエミリア・ロマーニャを経てパドヴァにいたる地域の一帯で、マーチャント・バンカーとして成長することはほとんどなかったにせよ、キリスト教徒にひけを取らない銀行業(質屋業)を展開するにいたった。

それでは、ローマのユダヤ人を比較的寛容に取り扱っていた教皇は、イタリア中部に進出したユダヤ人に対してどのような政策をとったのか。ここで注目されるのは、1311年に教皇クレメンス5世が発布した勅書 *Ex gravi* である。教皇はそのなかで、世俗当局が「明白な高利貸し」(manifest usurers)にライ

センスを与えることに抗議の意を示した。明白な高利貸しとは、質屋の看板を出して誰の目にもあきらかなかたちで質屋を営業する者をいい、教会からは死ぬまで破門の状態におかれる。上述したように、トスカナでは銀行の完全な廃絶ではなく、認可制にもとづく規制が敷かれつつあった。そこで、この勅書で、教皇は高利禁止の原則の徹底化を図るべきであると主張したのである。ところが、教皇はユダヤ人銀行にはなんら言及をしていない。このことは、教皇がそれらを事実上容認したということであり、後世の注釈家もそのように説明するのを常とした⁽⁴⁷⁾。

これは間接的な容認であったが、15世紀にはいると、教皇はユダヤ人銀行の進出を直接的に容認する姿勢を打ち出した。すなわち、1401年、教皇ボニファティウス9世はマントヴァ公フランチェスコ・ゴンツァーガの要請に応じ、ゴンツァーガ支配下におけるユダヤ人銀行の営業に認可を出した(1401年)⁽⁴⁸⁾。より正確にいうと、ユダヤ人に銀行を開設させる世俗当局に対して、赦免(absolution)をおこなうという形式をとる。それ以後も、教皇は同様の形式でユダヤ人銀行の認可を出していくようになった。なぜ、教皇はユダヤ人の銀行を容認するのであろうか。教皇の側にはなんといっても、キリスト教徒を高利貸しの罪に追いやるわけにはいかないという大前提があった。したがって、イタリア中部においてユダヤ人銀行がキリスト教徒の銀行に代替するほどの力を付けてきたということは、教皇にはむしろ願わしい状況であった。しかも、彼らはもともと教皇が保護してきたローマのユダヤ人社会を出自とする者たちであった。

ここで第1章に話をもどすと、ローマのユダヤ人社会の窮状を救うために、ポローニャとフォルリでユダヤ人の代表者会議が開かれ、このあたり一帯のユダヤ人社会が資産に応じた人頭税と銀行税とを抛出し、ローマの負担分を軽減することを決めたのが、1416年と1418年のことであった。そして、それに歩調をあわせるかのように、その2年後、教皇マルティヌス5世によって、従来ローマのユダヤ人が支払っていた税をイタリアのユダヤ人全体の共同責任で抛出することが定められたのであった。第1章では、ユダヤ人の側には教皇との良好

な関係を維持していきたいという思惑があり、教皇の側には財政上の思惑があったことを指摘した。しかし、ユダヤ人の納める税額からすると、財政上の利害だけで教皇庁の動機を語るのはいかにも不十分であった。そこで、つぎのように理解することができないであろうか。

キリスト教徒を高利貸しに就かせないためにも、ユダヤ人の銀行業への進出を容認する必要があった教皇は、それを確固たるものにするためにも、ユダヤ人銀行についてはユダヤ人社会の安全を保障する責務をも背負いこんだ。そして、ユダヤ人銀行の容認とユダヤ人社会の安全保障の代償としてだけではなく、その容認と安全保障を「実質化」するためにも、教皇は課税システムにイタリア中部のユダヤ人を包摂しようとした。「実質化」というのは、ユダヤ人を教皇の直接の「資産」として位置づけることによって、彼らに対する反ユダヤ主義の攻撃に隙を与えないようにしたということである。ただし、こうした保護と財政上の利益とはたがいにつながっていたのであり、まず財政上の思惑が先行し、ユダヤ人を代償としての借款や納税に応じさせるために、保護のポーズをとったとみなすこともできる。保護の実質化と財政上の動機のいずれに重点が置かれていたかというのは微妙であり、いちがいに判断は下せない。

ともかくも、ポニファティウス9世からマルティヌス5世にかけて、イタリア中部のユダヤ人銀行を認可し、課税の対象とし、そしてそれによってユダヤ人を保護するというシステムが整備された。このシステムのなかで当初から保護に重きが置かれていたかどうかはわからないが、それはほどなくして重要な意味を持つようになった。それは、15世紀初めまでにイタリア中部の多くの地域でユダヤ人銀行の優位があきらかとなると、それが大きな要因となり、それまでキリスト教徒の高利貸しに向けられていた非難の矛先がこんどはいよいよユダヤ人に向けられるようになったからである。ちなみに、15世紀の反ユダヤ主義はロンバルディアやヴェネトなどのイタリア北部でも高まりをみせた。ローマ出身のユダヤ人は北部にも進出し、ドイツ系やフランス系のユダヤ人をまじえながら、やはり銀行業を営んだ。北部におけるローマ出身のユダヤ人銀行の勢力は中部におけるほど強くはなかったが、目立つ存在であったことにかわり

はない。しかし、以下においても、教皇とユダヤ人との関係がより密接であった中部に焦点をしばって、考察をつづける。

15世紀のイタリアで反ユダヤ主義を広めていったのは、フランチェスコ派修道会をはじめとする托鉢修道会士であった。彼らはミサや公共の広場に大勢の人を集め、説教し、とりわけても高利貸しにたずさわるユダヤ人の追放を主張した。ミラーノによると、彼らが展開したのは、もはやメシアの到来とその教えを否定するユダヤ人を非難する神学的抽象的な議論ではなく、民衆を苦しめる経済的社会的な元凶としてユダヤ人をとらえ、攻撃する議論であった⁽⁴⁹⁾。その代表的な人物に、フランチェスコ派のジョヴァンニ・ダ・カピストラノ(Giovanni da Capistrano:1386-1456)がいた。彼はイタリアで精力的に反ユダヤ主義的な説教をして回るとともに、異端審問官や教皇特使としてドイツやポーランドにも派遣され、フス派などの異端の撲滅に力を注ぎ、また「ユダヤ人の鞭」の異名のもとに反ユダヤ主義的な説教で民衆を扇動し、同地の多くのユダヤ人を死に追いやった⁽⁵⁰⁾。

1422年、教皇マルティヌス5世は、反ユダヤ主義的な説教によって民衆を扇動しようとしたフランチェスコ派修道会士とそれに同調しようとした異端審問官に破門を命じ、ユダヤ人を保護する措置をとった⁽⁵¹⁾。これはイタリア中部のユダヤ人による税の共同負担を決定した2年後のことである。このころから、修道士によるユダヤ人への攻撃は高まっていった。1428年にフィレンツェで開かれたユダヤ人の代表者会議では、危険な告発者(ポリアコフはこの人物をジョヴァンニ・ダ・カピストラノではないかと推測する)と「教皇庁内部に根強くある卑しい中傷」が語られ、ユダヤ人社会が修道士の不純な攻撃にさらされていることの危機感が表明された⁽⁵²⁾。

それでは、托鉢修道会士がユダヤ人社会とりわけユダヤ人銀行を攻撃する理論的な根拠はあるのだろうか。マントヴァ公フランチェスコ・ゴンツァーガは1401年にユダヤ人銀行の開設に対する教皇の裁可を仰ぐのと相前後して、教会法学者であるピエロ・ダンカラノ(Pierro d' Ancarano)にも、ユダヤ人の銀行の開設を認めるべきかどうかという問題について諮問している。そのとき、

ローマ法の影響を大きく受けていたピエロは、利子付き貸付の禁止を一切の留保なしに適用することに疑義を示し、ユダヤ人によるキリスト教徒への貸付は罪にあたらないと主張した。しかし、その反対に、1450年頃にパドヴァで *Consilia contra judaeos fenerantes* を著した教会法学者アレッサンドロ・ダ・ネヴォ (Alessandro da Nevo: -1486) のように、キリスト教社会がユダヤ人の高利貸しに依存する傾向を絶対に容認すべきでないとの厳格に主張する者もいた。彼にとっては、ユダヤ人の高利貸しの罪悪を矯正し、彼らを救済することこそが教会の使命となるのであった⁽⁵³⁾。アレッサンドロの主張はその後、托鉢修道士にとって大いに参考とされた⁽⁵⁴⁾。

やっかいなことに、ユダヤ人に銀行の営業をやめさせようとするアレッサンドロのような議論は、教会法上の矛盾をかならずしももってはいなかった。それは、1215年の第4ラテラノ公会議で、「過度の利子率」と限定したうえで、異教徒であるユダヤ人の銀行も高利禁止法の対象とするという決議がなされていたからである。前掲拙稿で論じたように、当時西欧の多くの地域でユダヤ人は高利貸し業に進出していた。第4ラテラノ公会議の決議は、そうした状況に対するパリ大学神学部のグループを中心とするたぶんに原理主義的な反応であったといえる⁽⁵⁵⁾。しかし、アルプス以北とは異なり、貨幣取扱業がそのころから著しく発達していたイタリア中部では、その後もキリスト教徒の銀行が根強くはびこっていたし、また、ユダヤ人が追放されることもなかった。そのユダヤ人が銀行業に進出し、相当に目立つ存在となったのが、15世紀初めという時期だったのである。こうして、イタリア中部では、第4ラテラノ公会議の決議がこの頃になってようやく見すごしがたい前提となったのである。

第2節 教皇庁と世俗当局の姿勢

教皇庁はイタリア中部のユダヤ人銀行を認可し、また彼らに課税の網をかぶせることによって、財政上の利益を得るとともに、ユダヤ人を保護する方針をとった。しかし、托鉢修道士による攻勢に気圧されたこともあって、この方針をとった矢先から、教皇は寛容と非寛容との間をいくども揺れ動くこととなっ

た。その過程を簡単にみると、つぎのようになる⁽⁵⁶⁾。

この方針を明確にした最初の教皇であるマルティヌス5世は、1422年に決めた修道会士と異端審問官の破門を翌年には撤回し、修道士の自由な説教を認めた。つづくエウゲニウス4世もジョヴァンニ・ダ・カピストラノの反ユダヤ主義的なキャンペーンを阻止しようとしながら、1443年には一転して、ユダヤ人にとってはきわめて過酷な勅書を出し、彼らの諸権利の大半を廃止しようとした。カステイーリャとレオンの司教に宛てたのち、即座にイタリアにも適用されたこの勅書は、ユダヤ人の居住形態・建造物・職業に重大な制限を加え、キリスト教徒とユダヤ人との間のいかなる形態の社会的交流も禁止する内容をもっており、教皇庁がユダヤ人の本格的な隔離政策をはじめて唱えたものとして注目される⁽⁵⁷⁾。

つぎのニコラウス5世は、就位早々の1447年に、当初のユダヤ人に対する好意的な態度を一変させ(やはりジョヴァンニ・ダ・カピストラノの影響があった)、エウゲニウス4世の勅書を再認し、さらにそこに、ユダヤ人による新規貸付の禁止と今後満期となる貸付の利子分の取りたての禁止を加えた。しかし、その一方で同年、エステ公領のユダヤ人銀行を認可し、ユダヤ人を保護するとともに、マントヴァ公の要請を受け、ユダヤ人銀行を導入したという理由でマントヴァ司教が出した同市への聖務停止を撤回させてもいる。

動揺する教皇の政策のなかで、ジョヴァンニ・ダ・カピストラノの存在がいやでも目につくが、それは上述した経歴からもわかるように、異端制圧という路線で有能なこの人物の主張を無下にしりぞけることはできなかったからであろう。アレッサンドロ・ダ・ネヴォがユダヤ人の高利貸しの絶対禁止派の立場から、このような教皇の中途半端な態度を厳しく批判したのは、この頃のことであった。ユダヤ人にとってさらに悪いことに、1455年に就位したスペイン出身のカリストゥス3世は前任者よりも反ユダヤ主義が明瞭であり、エウゲニウス4世の勅書を再認した。

このように、15世紀初めから中頃にかけて、教皇庁はユダヤ人の取り扱いをめぐる無定見ともいえる動揺をきたした。しかし、カリストゥス3世以後も、

教皇庁が教皇領におけるユダヤ人の完全隔離を実行に移そうと検討したり、教皇領以外の世俗諸邦に対してそれを実行するように要請した形跡はない。むしろ教皇庁はつぎのような手続きを踏みながら、基本的にはイタリア中部のユダヤ人への課税と保護の抱きあわせというシステムを維持し、発展させていったのである。すなわち、1443年には教皇庁と関係する各コムーネとの合意によって、年間の税額が1,130フィオリニから相当に引き上げられたと推測される⁽⁵⁸⁾。さらに、1489年には、教皇イノケンティウス8世によって、個々のユダヤ人銀行の開設にあたっては、世俗当局の手を通さずに教皇が直接に認めるという方式がとられることとなった。ポリアコフの言であるが、教皇庁は依然として、「ユダヤ人を寛容に取り扱う必要性のゆえに、彼らを真の信仰に導くために、また、キリスト教徒の高利貸しを回心させるために」、教皇の関与は正当であると主張した⁽⁵⁹⁾。

それでは、イタリア中部各地のコムーネ当局やそのコムーネに支配の手を広げつつあった領域国家の政府は、この時代の反ユダヤ主義の高まりにどのような反応を示したのだろうか。そのまえに、ユダヤ人銀行がイタリア中部に進出しはじめた13世紀末に立ち返ってみよう。たしかに、脚注にあげたように、14世紀後半には、当局や民衆とユダヤ人との間に緊張がいくどか生じたことがわかる⁽⁶⁰⁾。しかし、各地のコムーネ当局や領域国家の政府とユダヤ人銀行もしくはユダヤ人社会との関係は、基本的に平穏であった。上述したように、ユダヤ人が(北部を含めて)200以上もの定住地を得たことが、そのなによりの証左である。

15世紀に入っても、状況は同じであった。たしかに、托鉢修道会士による反ユダヤ主義的な運動がユダヤ人とキリスト教社会との間の緊張を高めたことは疑いない。パドヴァはすでにヴェネツィアの支配下におかれていたが(1405年)、1455年から1467年まで同市のユダヤ人銀行がジョヴァンニ・ダ・カピストラノの追随者たちに追放される事件が起きた⁽⁶¹⁾。しかし、総体的にみると、15世紀中頃までは、そうした緊張関係の持続はユダヤ人銀行が中部各地に定着する傾向を押しとどめるだけの力をもたなかった。イタリア中部では、そのほかに

注目すべき事件はわずかしかない⁽⁶²⁾。1448年、フェッラーラ公リオネッロ・デステは教皇ニコラウス5世に対して、修道会士の説教の反ユダヤ主義的な口調を緩和させるように申し入れた⁽⁶³⁾。パドヴァの追放事件にしても、むしろユダヤ人銀行の有用性を当局や市民に痛感させ、彼らを召還する結果に終わった。フィレンツェでも、よく知られているように、領域国家の拡大を進めるメディチ家が経済面でも文化面でもユダヤ人の庇護に力を惜しまなかった。このように、ユダヤ人銀行の有用性や当局によるユダヤ人の保護をまえにして、托鉢修道会士の説教はまだ現実を変える力を持ちあわせてはいなかった。

15世紀初めから中頃にかけて、一方には教皇庁と世俗当局によるユダヤ人銀行の容認の路線があり、他方には説教師や神学者を先頭とするユダヤ人銀行反対のキャンペーンがあった。両者は拮抗していたが、後者のほうがどちらかという現実ばなれしていたことは否めない。最後の章では、それがどのようにして現実的な力を帯びるようになってきたかということ述べる。15世紀末、それは慈善銀行(Monte di Pietà)の設立という具体的な方策と結びつくことによって、ユダヤ人に対する寛容と非寛容との拮抗をいくぶんかは非寛容の方向へと押しやったのである。

第4章 慈善銀行の創設と均衡の喪失

慈善銀行とは、貧窮する市民に対して低利あるいは無利子で信用を供給する公営の質屋のことをいう。慈善銀行を提唱したのはやはり托鉢修道会の説教師たちであった。もっとも彼らの間には当初意見の対立があった。フランシスコ派は、利率が十分に低ければ顧客から利子をとってもかまわないと主張したが、ドミニコ派やアウグスティヌス派は慈善銀行の趣旨からいって完全に無利子であるべきだと主張した。慈善銀行設立の動きは1462年のペルージャを皮切りに、1470年代から1490年代にかけて、ウンブリア、マルケ、トスカナなどのイタリア中部からリグリア、ロンバルディア、ヴェネツィア共和国などの北部へと、またたく間に広がっていった。各地のコムーネは、場合によっては領域国家の政府の承認を得たのちに慈善銀行を建てたが、そのきっかけはほとんどの場合、

「慈善銀行の聖パウロ」と称されたベルナルディーノ・ダ・フェルトレ (Bernardino da Feltre: -1494)⁽⁶⁴⁾などの托鉢修道会士の来訪と説教にあった。

托鉢修道会士たちが慈善銀行を提唱する理由はあきらかであった。それはユダヤ人の銀行や依然としてはびこっているキリスト教徒の銀行をなくしても、それに代替する低利あるいは無利子の信用供給機構が存在しなければ、困窮した者が非合法の高利貸しによってむしろいっそう苦しめられることになりかねないからである。質屋の非合法化は市場利率の上昇をまねくであろう。それに、慈善銀行の経営が順調にいけば、「キリスト教徒を高利貸しの罪に追いやるわけにはいかない」として、ユダヤ人銀行を保護してきた教皇庁や世俗当局の主張が意味を失うことになる。

慈善銀行はこのように、ユダヤ人銀行の廃止や過激な場合にはユダヤ人全体の追放と対をなす提案となる可能性をもっていた。したがって、慈善銀行の草創期にあたる1460年代以降になって、ユダヤ人銀行に対する圧力が強くなっていったことは偶然ではない。ヨセフ・コロソ(Joseph Colon:1420-1480)は、マントヴァもしくはパヴィアでラビを務めていた1470年代に、レスポソサのなかでつぎのように語った。「少なくとも30年前までは、彼ら(説教師たち)はこれほどまでに数は多くなかったのだが、われわれの過ちのゆえにその数は増え、イスラエル人の『抑圧の鞭』となっている。彼らは毎日説教をし、われわれを絶滅させることをねらい、われわれの体も財産も脅威にさらされている。神の加護がなければ、彼らはわれわれを生きたまま飲み込み、恐怖が凱歌を上げるであろう」⁽⁶⁵⁾。ウンブリアでは、慈善銀行の数が増えていくにつれて、ユダヤ人銀行とコムネとの契約は減っていった。そのため、ユダヤ人の銀行家のなかには毛織物や麻織物の手工業となり、アルテ(同職組合)へ加盟したり、慈善銀行の質流れ品となった中古の毛織物製品の流通業者へと転身する者もあらわれた⁽⁶⁶⁾。

しかし、修道士たちの圧迫が強まったり、当局が消極的な姿勢を見せることはあったとしても、イタリア中部では、慈善銀行の設立にあたって実際にユダヤ人に追放の処遇が下されることはほとんどなかった⁽⁶⁷⁾。ペルージャ(1462年

設立)では、ユダヤ人の資金が供与され(彼らはそれをフィレンツェの同胞から借り入れた)、そのためにユダヤ人銀行は営業の継続を認められた⁽⁶⁶⁾。ポローニャ(1473年設立)では、説教師ミケーレ・カルカーノ(Michele Carcano)の訴えにもかかわらず、その規程には反ユダヤ主義的なモチーフは盛り込まれなかった。依然としてユダヤ人は財政上経済上で有用な存在であると認識されていた⁽⁶⁶⁾。シエナ(1474年設立)では、慈善銀行だけでは借り入れ需要に応じることができなかったため、ユダヤ人銀行はそのまま営業を継続することを認められた⁽⁶⁷⁾。マントヴァ(1485年設立)では、ユダヤ人はキリスト教への改宗をうながす教会の説教を無理やりに聞かされる羽目になった⁽⁷¹⁾。ルッカ(1489年設立)では、設立後、ユダヤ人銀行家(David Dattilo)が同市を去った(設立資金の供出に応じなかったためという説もある)⁽⁷²⁾。スポレート(1493年設立)では、コムーネの代表者が、近いうちに慈善銀行をつくるのでユダヤ人の居住地域を郊外の一区画に制限するように教皇庁に要請したが、この措置は実現しなかった⁽⁷³⁾。最後にピサ(1496年設立)では、ユダヤ人銀行家が資本金を供出したことも幸いして、ユダヤ人は銀行業の継続を認められた⁽⁷⁴⁾。

イタリア中部でユダヤ人銀行の多くが慈善銀行の設立後も営業を継続できたのは、第1に、教皇も世俗当局も依然としてユダヤ人銀行の存続を容認しつづけたからである。教皇庁については、1516年の第5ラテラノ公会議で、慈善銀行が利子を取ることが合法化された。完全無利子では銀行の運営維持が不可能であることはすでにあきらかとなっていたから、これはなかば現状の追認であった。とはいえ、教皇が慈善銀行の徴利を明瞭に認めたことの意義は大きい。なぜなら、これによって、利子を維持運営費への充当に限定すべき慈善銀行と、利子を利得源ともしなければならぬユダヤ人銀行との違いがむしろ鮮明になったからである。しかし、この公会議で、教皇がおよそ1世紀前から認可を与えてきたユダヤ人銀行が問題に付されることはなかった。

第2に、そもそも慈善銀行はユダヤ人銀行と比較して、資本金の不足、拙劣な資産管理(貸付期間の長さ、質品評価の正確さ)、煩雑な手続き(貧窮していることを証明する必要がある)、横柄な接客態度、顧客の不公平な選別などの

多面にわたる欠陥をかかえており、その分だけユダヤ人の銀行は十分な競争力を保つことができた⁽⁷⁵⁾。とりわけでも起ちあがりの時期においては、原資の不足が深刻な問題となった。上述のペルージャやピサの事例のように、ユダヤ人銀行が慈善銀行に重要な資金の提供者となることもあった。そのようなわけで、慈善銀行が設立されたからといって、ユダヤ人の銀行をすぐに廃止に追いやることはできなかったのである。

慈善銀行の経営基盤の弱さを、フィレンツェを例に取りあげて説明する⁽⁷⁶⁾。フィレンツェでは1473年に最初の慈善銀行が構想されたが、資本金が6,000 ducatiも不足し、失敗に終わった。ユダヤ人の庇護につとめたメディチ家がそもそも計画に乗り気ではなかったともいわれる。1494年にそのメディチが失脚し、神政政治をめざすサヴォナローラが実権を握った政変のあとで、慈善銀行は1496年によりやく創設にこぎつけたが、これもサヴォナローラらの懸命な努力にもかかわらず、十分な資本金を集めることができなかった。その理由は、資金の一部をなす預金に利子が付かないことにあった。そのため、預金額は伸び悩んだ。政変でメディチ家とともに活動の場を失ったユダヤ人銀行であったが、共和制の挫折後、慈善銀行の停滞をよそに、庇護者メディチ家とともに復権した。しかし、1533年に慈善銀行の預金の有利子化が決定されたことから、慈善銀行の経営基盤は急速に改善され、預金銀行としての機能がしだいに向上していった(利率5%、受入は39年から)。教皇庁が慈善銀行の預金の有利子化を認めたのは1542年であった。こうして、慈善銀行は生活困窮者の救済という大義名分のもとで、実質的にはユダヤ人銀行と変わらないものとなっていった。その分だけユダヤ人銀行の立場は苦しくなっていった。

フィレンツェのいきさつから読みとれることは、慈善銀行が宗教的な動機にもとづくユダヤ人銀行の対抗機関にとどまっているかぎりには、それに代替することはできなかったということである。それがいかにして世俗的な論理を身につけていくかというところに鍵があった。もとより、その出発点が慈善というキリスト教的な動機づけにあったことは、十分に重要な意味をもっていた。なぜなら、それはその後も精神的な指針として残されたからであり、なによりも

それによって、ユダヤ人銀行に代替するともかくも現実的な一步を踏みだすことができたからである。

おわりに

教皇と世俗当局がユダヤ人銀行を容認し、慈善銀行の経営基盤が脆弱なままであるかぎり、ユダヤ人銀行には存続の余地があった。アルプス以北と比べ、また本論では検討する余裕がなかったがイタリア北部と比較しても、国王や領主による圧迫や民衆による迫害があまりみられなかったイタリア中部では、こうした状況はそのままユダヤ人社会の安定を導くものであった。13世紀末以降、そうした状況が続いていた。ところが、16世紀の中頃に状況は暗転した。一方では、1540年のイグナチウス・ロヨラの使節団のローマ訪問を契機として、ローマ・カトリック教会の対抗宗教改革の火ぶたが切っておとされた。これ以降、カトリック教会のエネルギーの凝集と規律の純正化のあおりを受けて、教皇のユダヤ人に対する態度は一挙に険しさを増していった。他方では、1542年に教皇庁が慈善銀行の預金に利子を付けることを容認したことなどもあって、この頃から各地の慈善銀行の経営もしだいに堅調となっていった。ローマに慈善銀行が設立されたのは1539年である。宗教的な寛容もしだいに細くなり、経済的な存在価値も狭められていったイタリア中部のユダヤ人は、これ以後、波乱と苦難の時代へと突入するのである。

註

- (1)「中世カトリック教会の反ユダヤ主義的モチーフに関する一考察：高利禁止法との関わり」『金沢大学経済論集』第35号、1998年3月。
- (2) Grayzel, S., *A History of the Jews*, The Jewish Publication Society of America, Third Impression, 1977, p.350, Milano, A., *Storia degli ebrei in Italia*, Einaudi, 1992, p.79, Toaff, A., “Gli ebrei a Roma”, in : a cura di Vivanti, C., *Gli ebrei in Italia, I, Dall’alto Medioevo all’età dei ghetti*, Einaudi, 1996, p.124.
- (3) Milano, A., *ibid.*, p.80.

- (4) Toaff, A., *op.cit.*, p.125, Esposito, A., *Un'altra Roma: Minoranze nazionali e comunità ebraiche tra Medioevo e Rinascimento*, Il Calamo, 1995, p.123. この課税は *Encyclopaedia Judaica*, Vol.14, (Rome)p.246によると,1312年に導入された。
- (5) Toaff, A., *ibid.*, p.130.
- (6) Milano, A., *op.cit.*, p.81, Bonfil, R., *Gli ebrei in Italia nell'epoca del Rinascimento*, Sansoni, 1991, p.32.
- (7) Toaff, A., *op.cit.*, p.128 et sec.
- (8) Bonfil, R., *op.cit.*, p.32, Poliakov, L., *Les banquiers juifs et le Saint-Siège du XIII^e au XVII^e siècle*, S.E.V.P.E.N.,1965, p.68.
- (9) Toaff, A., *op.cit.*, p.127.
- (10) 1245年,1322年のことである。また,前掲拙論,66-67ページ参照。
- (11) エリア・デ・ボミスはコロonna家と教皇との政争に巻き込まれたという説もある。
Stow, K., *The Jews in Rome, Vol.1:1536-1551*, E.J.Brill, 1995, pp. x x vi.
- (12) Esposito, A., *op.cit.*, p.121.
- (13) Esposito, A., *ibid.*, p.122.
- (14) Toaff, A., *op.cit.*, p.138.
- (15) Esposito, A., *op.cit.*, p.122-123.
- (16) Esposito, A., *ibid.*, p.128.
- (17) Toaff, A., *op.cit.*, p.145, Esposito, A., *ibid.*, p.129.
- (18) Poliakov, L., *op.cit.*, pp.111-112.
- (19) Esposito, A., *op.cit.*, p.124.
- (20) Toaff, A., *op.cit.*, p.143.
- (21) Gilchrist, J., *The Church and Economic Activity in the Middle Ages*, McMillan, 1969, p.94.
- (22) Bonfil, R., *op.cit.*, p.33.
- (23) Gilchrist, J., *op.cit.*, p.94.
- (24) Renouard, Y., "Interêt et importance des archives vaticanes pour l'histoire économique du Moyen Age spécialement du XIV siècle", in : *Etudes d' Histoire Médiévale*, Paris, S.E.V.P.E.N., Vol.1, p.193 et sec.
- (25) Gilchrist, J., *op.cit.*, pp.84-85.
- (26) Poliakov, L., *op.cit.*, pp.113-114.
- (27) ローマの公証人記録(1454年から1484年間の35件の信用契約)のうち,1件のみがユダヤ人を貸し手(キリスト教徒を借り手)とするものであった。残り34件はすべてユダ

ヤ人が借り手であった(そのうち9件はユダヤ人を債権者とし、25件はキリスト教徒を債権者とする)。また41件の信用売りの契約をみても、1件をのぞくとすべてユダヤ人が買い手(借り手)、キリスト教徒が売り手(貸し手)であった。このことから、エスポジートはローマではユダヤ人の金融業があまり発達しなかったと推論する。Esposito, A., *op.cit.*, p. 170,111.

- (28) Colorni, V., “Gli ebrei nei territori italiani a nord di Roma dal 568 agli inizi del secolo XIII,” in : *Gli ebrei nell’ alto Medioevo, Tomo primo*, Spoleto, 1980, p.279.
- (29) Colorni, V., *ibid.*, p.279, Simonsohn, S., “La condizione giuridiche degli ebrei nell’ Italia centrale e settentrionale”, in : a cura di Vivanti, C., *op.cit.* , p.100.
- (30) Toaff, A., “Gli insediamenti askenaziti nell’ Italia settentrionale” , in : a cura di Vivanti, C., *ibid.*, p.166, Luzzati, M., “Banchi e insediamenti ebraici nell’ Italia centro-settentrionale fra Medioevo e inizi dell’ Età moderna”, in : a cura di Vivanti, C., *ibid.*, p.203.
- (31) Milano, A., *op.cit.*, pp.118-146, Luzzati, M., *ibid.*, pp.189-211におもに依拠したが,必要に応じて註を追加する。
- (32) Simonsohn, S., *op.cit.*, p.100.
- (33) Luzzati, M., *op.cit.*, p.191,203.
- (34) Milano, A., *op.cit.*, p.139,142, Toaff, A., “Gli insediamenti…” , *op.cit.*, p.166. おなじヴェネトでもバドヴァより北に位置するトレヴィーゾでは、ドイツ系ユダヤ人のほうが優勢となる。ドイツ系ユダヤ人のほうがローマ系ユダヤ人よりも多かった地方としては、ヴェネト北部のほか、ロンバルディア、フリウーリ(トリエステ含む)、トレンティーノ、低チロルがある。彼らはとりわけ14世紀中頃から激しさを増した迫害を避け、アルプスを越えてイタリア北部に流入してきた。また、ピエモンテでは、14世紀末頃になってフランスからユダヤ人が移住してきた。彼らもまた1394年のフランス国王によるユダヤ人の追放命令が決定的な契機となって、イタリアに逃れてきた。その数はドイツ系ほど多くはなく、それまでの銀行家としての経験も浅かった。ピエモンテには、ドイツからもロンバルディアを経由してユダヤ人が流入してきた。一方、ローマからのユダヤ人の移住はピエモンテの東部にかぎられた。トリノでは、1424年に公式に定住を認められ、6年後にはフランス系とドイツ系あわせて11行の銀行があった (Milano, A., *ibid.*, p.145).
- (35) Poliakov, L., *op.cit.*, pp.87-88.

- (36)Poliakov, L., *ibid.*, p.88.
- (37)Poliakov, L., *ibid.*, pp.95-96.
- (38)Milano, A., *op.cit.*, pp.123-124. ちなみにDa Sinagoga, Da Pisaは前述したAnauを祖とする。
- (39)Milano, A., *ibid.*, pp.141-142.
- (40)Poliakov, L., *op.cit.*, pp.100-105.
- (41)Poliakov, L., *ibid.*, pp.100-101.
- (42)Toaff, A., “《Banchieri》 cristiani e 《prestatori》 ebrei?” ,in : a cura di Vivanti, C., *op.cit.*, pp.279-280.
- (43)Luzzati, M., *op.cit.*, p.227.
- (44)Todeschini, G., “Usura ebraica e identità economica cristiana:La discussione medievale” , in : a cura di Vivanti, C., *op.cit.*, pp.313-314.
- (45)Todeschini, G., “Familles juives et chretiennes en Italie a la fin du Moyen Age : Deux modèles de développement économique” , *Annales E.S.C.*, No.4, 1990, pp.790-795.
- (46)Toaff, A., *Il vino e la carne: Una comunità ebraica nel Medioevo*, Il Mulino, 1989, p.292.
- (47)Poliakov, L., *op.cit.*, p.89.
- (48)Poliakov, L., *ibid.*, p.110.
- (49)Milano, A., *op.cit.*, p.153,162.
- (50)Milano, A., *ibid.*, p.153.
- (51)Poliakov, L., *op.cit.*, p.113.
- (52)Poliakov, L., *ibid.*, p.114.
- (53)一連の教会法学者の議論については,Poliakov, L., *ibid.*, pp.57-64.
- (54)Calimani, C., *Storia del Ghetto di Venezia*, Arnoldo Mondadori,1995, pp.24-25.
- (55)前掲拙稿,61ページ。
- (56)一連の教皇の政策については,Poliakov, L., *op.cit.*, pp.113-119, Milano, A., *op.cit.*, pp.153-157.
- (57)Pullan, B., *Rich and Poor in Renaissance Venice*, Blackwell, 1971, pp.449-450.
- (58)Milano, A., *op.cit.*, p.156.
- (59)Poliakov, L., *op.cit.*, p.120.
- (60)1366年にポローニャで居住区画の制限が実施されたが,短期間に終わった。教皇領のレカナーティでは,1384年に司教がユダヤ人に記章の義務づけを課そうとしたが,当局は

それをしりぞけた。シエナでは、ユダヤ人が当局から禁止的な税を課せられ、1391年から1408年まで不在となった。ピサでは、1393年に銀行の襲撃事件が起きたが、キリスト教徒の銀行もねらわれた。Milano, A., *op.cit.*, p.143, 125, 123.

- (61) *Encyclopaedia Judaica*, Vol.13, (Padua) pp.8-9.
- (62) 1417年にポローニャでユダヤ人に対する記章の着用が義務づけられたが、効果に乏しく、1458年に再導入された。フィレンツェでは、1446年に銀行家をのぞくすべてのユダヤ人が黄色い記章を付けることを義務づけられた(1463年には対象を銀行家にまで広げた)。フェッラーラでは、1458年に同市と近隣のユダヤ人が許可なしにシナゴグを建設したことで異端審問所から追及を受け、巨額の賠償金が支払われた。Milano, A., *op.cit.*, pp.142-143, 202, Menning, C.B., *Charity and State in Late Renaissance Italy: The Monte di Pietà of Florence*, Cornell University Press, 1993, p.25.
- (63) Milano, A., *ibid.*, p.203.
- (64) Poliakov, L., *op.cit.*, p.205.
- (65) Poliakov, L., *ibid.*, p.201.
- (66) Toaff, A., *Il vino e la carne, op.cit.*, p.248.
- (67) 慈善銀行とは関わりはないが、1475年に北部のトレントで発生した儀式殺人の中傷にもとづく報復の攻撃がマントヴァに波及し、1484年にベルナルディーノ・ダ・フェルトレがユダヤ人攻撃の材料にしたことがあった(Milano, A., *op.cit.*, p.204.)。しかし、厳密な比較をする余裕はないが、こうした迫害はイタリア中部よりも北部で多く発生したと考えられる。
- (68) Poliakov, L., *op.cit.*, p. 211.
- (69) Antonello, P., *Dalla pietà al credito: Il Monte di Pietà di Bologna fra Otto e Novecento*, Il Mulino, 1997, p.14.
- (70) Menning, C. B., *op.cit.*, p.234.
- (71) Milano, A., *op.cit.*, p.204.
- (72) Gabrielli, G., *Il Monte di Pietà di Lucca in epoca borbonica*, Maria Pacini Fazzi, 1992, p.21.
- (73) Toaff, A., *Il vino e la carne, op.cit.*, p.229.
- (74) Poliakov, L., *op.cit.*, p. 212.
- (75) Poliakov, L., *ibid.*, pp.214-220, Pullan, B., *op.cit.*, p.475.
- (76) おもに Menning, C. B., *op.cit.*, Chap.1-5, (a cura di) Magini, M., *La Cassa di Risparmio di Firenze*, Olschki, 1992, pp.18-21, Poliakov, L., *ibid.*, pp.229-232に依拠した。